

第 10 回 宇都宮市景観審議会議事録

平成 26 年 11 月 6 日

午後 1 : 30 ~

14A 会議室

出席委員

1 号委員（学識経験者）

三橋伸夫委員，赤羽薫委員，岡田義治委員，
前橋明朗委員，山島哲夫委員

2 号委員（関係団体代表）

末長修一委員，橋本理委員，
刑部郁夫委員，床井光雄委員

3 号委員（関係行政機関）

戸倉健司委員（代理：中島純一郎），
佐藤俊明委員（代理：田邊信一），福原泉委員（代理：石山義明）

4 号委員（市民公募）

冨健治委員

（13 名）

欠席委員

1 号委員

小花伸子委員，梶原良成委員

2 号委員

神原敦子委員

4 号委員

足立知子委員

（4 名）

出席幹事

飯塚由貴雄幹事

（1 名）

臨時幹事

なし（関係課長なし）

事務局

牧口次利書記，中山利之書記，市原佳代書記，黒澤広幸書記，
阿部寛大書記，山本真弓書記（計 6 名）

書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・第10回宇都宮市景観審議会次第
- ・宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・諮問書
- ・議題第1号「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」
- ・議案第2号「広告物景観形成地区の変更（素案）について」
- ・説明資料 「宇都宮市景観計画及び広告物景観形成地区の変更について（素案）」
- ・参考資料 「景観形成重点地区の規制の仕組み」
- ・補足資料 「雀宮停車場線の現況」

また、机上にご用意いたしました

- ・「宇都宮市景観審議会関係資料」となります。

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。

<1. 開会>

書記

それでは、定刻となりましたので、「第10回宇都宮市景観審議会」を開催いたします。

山島会長、進行をよろしくお願いします。

<2. 挨拶>

山島会長

それでは、只今より、第10回宇都宮市景観審議会を開催したいと思います。

開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

前回の審議会で停車場線の取り扱いが議論されまして、それが今回素案というかたちで出てきました。

今回は新しい委員が4名おられます。新委員をお迎えいたしまして、雀宮地区の景観がよりよくなるように議論を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

<定足数報告>

山島会長

それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

書記

はい、議長、本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。

これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条でございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

次に、会議の公開及び傍聴者数の報告をいたします。

本日の会議については、宇都宮市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する情報はありませぬので公開となります。

また、傍聴者はおりませぬ。

山島会長

ありがとうございます。

それでは会議を進めていきたいと思ひます。

<議事録

署名委員指名>

山島会長

最初に、当審議会運営要領の第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員を指名いたします。

赤羽委員と新任ではございますが末長委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

<付議案件>

山島会長

それでは、会議次第に従ひ会議を進めてまいります。

本日の議事といたしまして、議案は2件でございます。

この議案につきましては、お手元の資料の平成26年10月28日付に、市長から諮問があったものでございます。

議案第1号につきましては、

「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」、

議案第2号につきましては、

「広告物景観形成地区の変更（素案）について」でございます。両案とも関連がございますので、一括で審議したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

山島会長

それでは、一括で審議いたします。

〈会議の公開〉

山島会長

傍聴者はありませんが、本日の会議について「公開」ということよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

〈3. 議事〉

山島会長

それでは、議事に入ります。

《第1号議案》

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」

《第2号議案》

議案第2号「広告物景観形成地区の変更（素案）について」併せまして事務局より説明をお願いします。

飯塚幹事

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

今回の審議の案件ですが、冒頭会長からもありましたが、まず、今回の付議の理由です。今般、「宇都宮市景観計画及び広告物景観形成地区の変更（素案）」を作成しましたので、宇都宮市景観条例第3条および宇都宮市屋外広告物条例第24条の規定により、景観審議会の審議を求めるものでございます。

今回の議案となる、議案第1号、第2号は、ともに、景観形成重点地区に指定済である雀宮駅周辺地区の内容についてでありまして、区域を拡張する変更についてが主な内容になります。

今回、新しい委員の方もいらっしゃいますので、議案の説明の前に、景観形成重点地区の規制の仕組みについて、A4版の縦1枚の参考資料に基づいて、説明させていただきます。

「景観形成重点地区の規制の仕組み」です。「1 概要」であります。景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を、「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針やルールを定め、重点的に景観づくりを進める制度であります。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、宇都宮市は、市全域である約417平方キロメートルが景観計画の区域となっております。その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成

重点地区」として指定する取組を進めているところであります。こちらの第1号として「宇都宮駅東口地区」を指定し、平成20年10月から施行し、その後、平成24年7月に「白沢地区」、平成25年1月に「大通り地区」、平成26年7月に「雀宮駅周辺地区」で施行しております。

また、住民の発意により「地域住民自ら積極的に景観づくりに取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定し、地域の景観づくりを支援しているところであります。こちらの推進地区は、旧上河内町の「中里原地区」を指定しております、

次に、「景観形成重点地区の特徴」ですが、下の段の「3 一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図解もあわせてご覧ください。

1点目の特徴は届出の規模についてですが、一般の区域では高さ10mを越えるもの等、比較的大きな建物などが届出対象となっております。今回のように景観形成重点地区への指定がなされますと、建築確認が必要なものといった、全ての建築物が届出の対象となり、きめ細やかな景観形成が図れるような仕組みであります。

2点目の特徴は届出・審査の流れについてですが、不適合だった場合については、景観審議会に意見を伺い、変更命令等を行うことができます。これによりまして良好な景観を保持することができる、担保性が高まるということです。

3点目の特徴についてですが、景観計画に適合し、且つ、統一的なコンセプトに基づく工事に対して助成する制度がございます。

こういった制度の内容を念頭におきまして、本日の議題を審議していただきたいと思っております。

また、一番後ろのA4版のカラーの資料ですが、参考として、本日の議題のであります雀宮停車場線沿線の今の状況写真になります。一番上が駅の方から西側の拡張中の道路の状況です。一番下が国道4号から駅の方を臨んでいく状況です。道路の拡張関係の状況が見て取れると思っております。

では、本日の議案の説明に入らせていただきます。

A4版、縦の資料、議案第1号「宇都宮市景観計画の変更（素案）」について」をご覧ください。

この、議案第1号の「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」であります。既に景観形成重点地区に指定済である雀宮駅周辺地区の内容について変更するものであり、景観計画の56ページから60ページの内容が変更箇所となりますので、まず、56ページをご覧ください。

「4 雀宮駅周辺地区」でございますが、

(1)では、位置及び区域を記載しております。「雀宮町」、「雀の宮1丁目」と「雀の宮3丁目」の各一部でありまして、下の図に示す区域となっております。中央がJR雀宮駅になっておりまして、昨年度、駅西口ゾーン、駅東口ゾーンをそれぞれ指定いたしました。今回、追加となる停車場線ゾーンの面積が約2haであり、合計面積が約18haに変更となります。

右側の57ページをご覧ください。「(2)景観形成の方針」、「(3)建築物等に関する行為の制限」等が記載してあります。

こちらの内容につきましては、後ほど説明資料の方で、分かり易く説明させていただきます。

続いて、議案第2号に移らせていただきます。A4版、縦の資料、議案第2号「広告物景観形成地区の変更（素案）について」をご覧ください。

この、議案第2号の資料の1ページ「広告物景観形成地区の変更（素案）」についてですが、宇都宮市屋外広告物条例第3条の2第1項の規定による「広告物景観形成地区」及び同条第2項の規定による「当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準」を変更するものであります。

「1 広告物景観形成地区の名称」であります。先ほどの景観計画と同じ雀宮駅周辺地区となっております。

「2 広告物景観形成地区の対象区域」につきましても、先ほどの景観計画と同様の区域となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

「3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準」としまして、「(1)基本方針」、「(2)基準」が記載されてございます。こちらにつきましても、景観計画と同様に、後ほど説明資料の方で、分かり易く説明させていただきます。これが議案第1号、第2号でございます。

それでは、右上に説明資料と書かれている、A3版の「宇都宮

市景観計画及び広告物景観形成地区の変更（素案）について」をご覧ください。

まず、「1 変更及び指定の理由」でございますが、今回、対象区域としております雀宮駅周辺地区は、宇都宮市南部の拠点として駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域であるとともに、現在、一般県道雀宮停車場線の整備も進められております。

本地区は、本市南部の玄関口にふさわしく、且つ、誇れる景観としていくため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みを進めており、駅東ロゾーン・駅西ロゾーンの2つの区域については平成26年3月に先行指定したところであります。道路拡幅事業の内容が確定した停車場線ゾーンについても、雀宮駅周辺地区の一体的な景観形成を図るため追加指定するものであります。併せて、屋外広告物の許可基準を定めるため、屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」についても同様に追加指定するものであります。

「2 策定経過」であります。市全体としてまず、平成22年4月に、第2次宇都宮市都市計画マスタープランを策定いたしました。その中で雀宮駅周辺地区は、地域交流拠点に掲げております。平成23年3月には、駅舎が整備され供用されております。その後、図書館や高校といった文教施設、駅前広場の供用も開始され、現在は、雀宮停車場線の道路拡幅事業が栃木県により行われるなど、公共施設の整備が進められております。

地元に対しては、平成23年7、8月に景観づくりについての自治会説明会を行い、11月にはアンケート調査を実施いたしました。

平成24年7月からは、雀宮停車場線沿線の権利者の皆様も含む、雀宮駅周辺の皆様の意識醸成を図るため、景観に関する啓発紙の配布を行ってまいりました。

その後、平成26年の1月に第1回目の停車場線ゾーンの権利者の皆様に対する説明会を行い、合計3回の説明会を開催しました。説明会に参加されなかった権利者の皆様に対しましても、説明会と同じ資料と併せて意向確認の書類をお送りし、意見を頂いてまいりました。

平成26年3月には駅東ロゾーン・駅西ロゾーンを先行指定

し、7月より施行となっております。9月からは、駅東ロゾーン・駅西ロゾーンの権利者の皆様に対しまして、「建築物に大谷石を使用するよう努める」という基準を追加変更することに関しての意向を確認し、了承が得られたため、停車場線ゾーンと併せまして、今回、駅西ロゾーン・駅東ロゾーンについても基準案に盛り込んだところです。

次に、「3 景観形成重点地区の内容」の「(1) 景観形成重点地区の区域」であります。図に示した区域としており、雀宮町、雀の宮1丁目、雀の宮3丁目の各一部にあたります。先行指定をした駅東ロゾーン・駅西ロゾーンは、駅前広場から見える範囲を基本とした中で、駅前広場とそれに面している宅地であり、今回、区域に変更はございません。今回追加となる停車場線ゾーンは、道路から見える範囲を基本とした中で、道路とそれに面している宅地であります。雀宮駅周辺地区全体の面積としては約18haに変更となります。

次に、右側に移りまして、「(2) 景観形成重点地区の目標及び方針」ですが、まず、景観形成の目標として、「南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成」を掲げております。

次に、景観形成の方針ですが、共通方針といたしまして「南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成」、ゾーン別方針については、駅東ロゾーンは「文教施設と田園風景が調和した景観の保全」、駅西ロゾーンは「多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成」、今回追加となる停車場線ゾーンでは「多様な交流を促すゆとりと賑わいのある軸の形成」をそれぞれ掲げております。

続きまして、「(3) 良好な景観のための行為の制限」となります。

「①届出対象行為」ですが、右下の表のとおり、「建築確認が必要なものすべての建築物、工作物」の、新築や増築、改築、若しくは移転、外観の変更などを対象としております。

次に、2ページ目、裏側のページをお開きください。

「②行為の制限」についてですが、こちらが景観形成基準となります。

表1の「建築物の行為の制限」をご覧ください。

雀宮駅周辺地区については、今回追加となる「停車場線ゾーン」、既に指定済みの「駅西口ゾーン」と「駅東口ゾーン」の3つに分けておりますので、ゾーン毎に、景観形成基準を作成しているところであります。

まず、指定済である駅西口ゾーン・駅東口ゾーンの基準変更となる部分についてですが、アンダーラインが引いてある箇所をご覧ください。建築物の形態意匠のうち「その他の意匠」について、「建築物の一部に大谷石を使用するよう努める」を追加いたしました。こちらを指定していきたいと考えております。

先行で指定をした際には、一部の権利者の方から了承が得られなかったのですが、改めて大谷石を基準化することについて意向確認を行ったところ、駅舎に大谷石を使っていることもあってか、合意を得ることができました。追加指定を目指している停車場線ゾーンの権利者の方からは、「大谷石を使った方が良いのではないか」との意見もあり、停車場線ゾーンに大谷石の使用を基準化するよう取り組んできたことで、地域全体の機運が盛り上がって、両ゾーンでも合意がえられたものと考えております。

続いて、今回追加となる停車場線ゾーンについてですが、色彩基準につきましては、低彩度・高明度の色彩を基調色としております。強調色については4分の1以内に使用するように基準として盛り込んでおります。具体的には、右側の別表1のとおりとなっております。基調色の屋根が青い枠、基調色の外壁が赤い枠、また強調色として4分の1以内の範囲で使っていたのがオレンジの枠になります。また、このように、使用することができる色彩をある程度限定することで、色彩の調和を図り、連続性のある良好な街並みを形成していくことができるものでございます。

次に、その他の意匠についてですが、駅西口ゾーン・駅東口ゾーンと同様に、「建築物の一部に大谷石を使用するよう努める」という基準を盛り込んでおります。

次に、形態についてですけれども、店舗やサービス施設における開放的な造りを推奨しておりまして、快適な空間を形成していこうと考えております。

次に、室外機等の設備機器についてですが、「道路から直接見えない位置に設置する」という基準を盛り込んでおります。

他に、照明については夜間景観に配慮する内容、その他では、窓ガラス内側からの広告物の掲出を抑制する内容、また、緑化を推進する内容を基準に盛り込んでおります。

以上が、建築物・工作物の景観形成基準となります。

続きまして、説明資料の3ページをお開きください。

3ページの左側の「4 屋外広告物に関する行為の制限」でありますが、屋外広告物の基準につきましても、「停車場線ゾーン」、「駅西口ゾーン」と「駅東口ゾーン」に分けて作成しております。基本的には、派手で巨大な広告物の掲出を制限するような基準となっております。なお、駅西口ゾーン・駅東口ゾーンに関しては、基準に変更はございません。

それでは、停車場線ゾーンに関する内容についてであります

が、まず、共通基準についてご説明いたします。

色彩の基準につきましては、地色に高彩度色、いわゆる原色の使用を禁止するものとなっております、具体的な色彩の範囲につきましては右側の別表3に示した範囲となります。ただし、原色の使用を一切禁止しているのではなく、地色・背景色の1/3につきましては、使用できるものとしており、こちらはデザインなどで、多少の原色でしたら使用することができるものにしたいて考えております。

共通基準の2つ目ですけれども、総表示面積については、1敷地では20㎡以内としております。

続いて、種別についてですが、自家用広告物のみとしており、原則、自家用以外の広告物を掲出することはできない基準となっております。

当地区につきましては、宇都宮市南部地域の玄関口であることから、広告物の林立を防ぎ、拠点にふさわしい景観を形成するため、自家用外広告物を禁止しております。

ただし、すべての自家用外広告物の掲出が禁止されているのではなく、縦50cm、横1m以下などの一定の基準を守ること

で、掲出することができる広告物もございます。

照明につきましては、派手な電飾や点滅照明、映像装置の使用を禁止しております。

次に、広告物の種類別基準についてご説明いたします。

まず、屋上広告物の設置を禁止しております。

独立広告物につきましては、1面当たりの表示面積を10㎡以内としております。

次に、壁面広告物ですが、

表示面積の合計を10㎡以下、かつ、壁面積の1/3以下としております。

また、突出広告物、いわゆる袖看板につきましては、突き出し幅は1m以下、表示面積は1面あたり1.5㎡以下で1基あたり3㎡以下、設置位置は軒高さ以下としております。

3ページの右側には色彩誘導のイメージ、屋外広告物の掲出イメージなどをイラストにしていますので参考にいただければと思います。このような基準を作ることや、広告物のデザインを工夫することでおもてなしの景観を創出してほしいと考えております。

以上が広告物の景観形成基準となります。

続いて、裏面の4ページの左側であります。今回色彩基準に用いている「マンセル表色系による色彩表現」の概要を、参考として記載しておりますので、ご確認ください。

右側に移りまして、「5 広告物景観形成地区の内容」についてですが、区域、基本方針及び広告物景観形成基準は、景観形成重点地区の区域、基準等と同様としております。

これは、景観形成重点地区の指定と併せて、宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区を同時に指定することで、屋外広告物景観形成基準を広告物の許可基準とするものがございます。

これにより、景観条例と屋外広告物条例の連携及び整合性を図っているところであります。

飯塚幹事	<p>最後に、「6 今後のスケジュール」ですが、この景観審議会後に、素案の縦覧・公聴会を行い、広く市民の皆様の意見を伺います。その後、平成27年1月に都市計画審議会、景観審議会におきまして、景観計画の変更について諮問させていただき、2月の告示により景観計画の変更及び屋外広告物条例施行規則の改正を行い、4月からの施行を予定しているところでありませす。</p> <p>長くなりましたが、以上で、議案第1号、第2号の説明を終わります。</p> <p>ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
山島会長	<p>事務局から説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。</p>
富委員	<p>素案とは直接の関係はありませんが、現在、雀宮停車場線は、道路が工事中で、両サイド5メートルの拡幅を予定していると聞いていますが、道路の拡幅に伴い隣接の空き地が目立つ状態です。そこが駐車場や空き地になっていたりして、道路から重点地区の奥が見えてしまう状態です。そこで、道路に隣接する民有地の景観づくりについてですが、緑化をしたらどうかと考えます。また、栃木県県土整備部全体では街路樹をあまり植えない方向でいると聞いていますが、重点地区内の道路では街路樹を植えて頂きたいと思ひます。</p>
山島会長	<p>今回の景観計画の素案とは直接の関係はありませんが、県の方から説明をお願いします。</p>
佐藤委員(代理)	<p>街路樹という話がありましたが、今の計画では植樹帯は設けません。歩道につきましては両側5メートル。この5メートルの中に歩行者と自転車の通行を分けるような計画をしています。</p>
山島会長	<p>市道の南大通りは、歩道の中で自転車レーン、植樹帯と歩行者レーンがありますね。商工会議所と郵便局のところだと幅員5メートル位あります。良い例だと思いますが、県道ではこのような方法は取らないのですか。</p>

佐藤委員(代理)

今のところそういう計画にはなっていません。

飯塚幹事

南大通りにつきましては、元々イチョウやサツキなどの低木が植えられていました。既にあったものを活かした整備をしたものです。

山島会長

宇都宮市は元々街路樹が少ないですよね。景観計画と直接の関係はありませんが、現在は、街路樹の計画はないということです。

富委員

民有地の緑化については、市ではどのように考えているか伺いたい。

飯塚幹事

市では緑の基本計画を持っています。罰則や届出等の義務はありませんが、市全体で緑化しましょうということを、その計画で規定しています。

山島会長

この景観計画は、建築物や工作物を建てる場合の規制を定めているもので、建物を建てなさい・緑化しなさいなど、行為を命じるものではないので、制度上の限界があります。

赤羽委員

以前、雀宮駅西口駅前広場のデザインについてシンボルツリーを何にするか議論し、竹林が良いということになりました。造園関係の方から竹林は手入れが難しいという話がありましたが、竹林を雀宮周辺に何らかの形で活かしたいという話がありました。以前の議論が、今回、反映されていないのは寂しい気がします。

また、大谷石を景観で多用していくということですが、大谷石がどのように使われていくのかイメージできていません。この区域で壁面のどのくらい割合を占めていくのか、アクセントとして使われていくのか、将来どのどれくらいの割合になっていくのかを教えて欲しい。

山島会長

塀をつくる時に大谷石を使うという程度なのか、建物の外壁に使用するという事なのか、など、もう少し詳しく教えてください。

- 飯塚幹事** 奥まったところで使ってもらおうというよりは、道路などから、ある程度見えるところに使用して頂きたいと考えています。景観形成基準へ適合し、且つ、統一コンセプトを持って大谷石を使っただけであれば補助できる制度があります。ただ、景観計画の「大谷石を使う」という景観形成基準は、門扉でも石塀でもいいから少しでも大谷石を使いましょう、ワンポイントでも使っていきましょうというイメージで考えています。
- 山島会長** 補助は面積で出るものなのですか。
- 飯塚幹事** 面積何㎡で幾らという訳ではありませんが、壁を直すなどの改修時や、新築時に、「大谷石を半分程度使ってもらおう」などの統一的なコンセプトが必要となります。ワンポイントでの使用ということでは、唯の景観形成基準となってしまう。市の税金を投入して行うものなので、道行く人が大谷石を使っていると分かるよう、その使用が複数軒、2・3軒以上ある場合に補助をしていくという制度です。
- 山島会長** 事前に、補助による整備後のイメージ図をつくっておいてあげたり、こういう形にすれば補助がでるなど、補助基準が見えるようにすると、申請者が活用し易いと思います。
- 橋本委員** 議案第2号の3ページ、独立広告物と壁面広告物という項目について、停車場線ゾーンと駅西口ゾーンの独立広告物が地上から上端までが15メートル以下となっている。それに対して駅東口ゾーンの方が厳しくなっています。壁面広告物ですと、駅東口ゾーンが20㎡以内、停車場線駅西口ゾーンは10㎡以内。厳しくなっている方が逆になっているのはなぜですか。
- 山島会長** 数字が比例していないですね。壁面広告物で20㎡と10㎡が逆転しているならわかりますが。
- 書記** 駅東口と駅西口で施設の規模が大きく違います。東口に関しては南図書館、工業高校とかなり大きな規模となっています。駅西口ゾーンについては、現在、比較的小さな店舗や住宅という土地利用がされていまして、今後、想定される土地利用も踏まえ、基準の程度を変えています。

- 橋本委員 わかりました。
もう一点確認があります。説明資料の行為の制限について、建築物と工作物のその他のところに窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合とありますが、内側からというのは部屋の中から貼れるということでしょうか。業者によっては外側から貼る場合が多いです。ですので、内側という言葉は抜かしたほうがいいのかという気がします。外側なら掲出してもいいのかと言われかねませんので。
- 山島会長 外側は屋外広告物になるということですね。
- 飯塚幹事 はい。ガラスの外から貼る場合は、屋外広告物の規制になります。屋外広告物で規制ができないので、建築物の規制で位置づけています。
- 橋本委員 では、これは内側でよろしいということですね。ありがとうございました。
- 赤羽委員 先ほどの大谷石がどの割合で使われるかという質問の背景ですが、新幹線のコンクリートのブロック、大谷石がどのように連続していくのかが、まだイメージが浮かんでこないのですが。
基本的にあの辺りの区域はライトグレーで統一されています。その時に、マンセル値で指定した色で彩度が低くても、色的には際立つ場合があります。ですので、ライトグレーの壁面に合う色調など、より望ましい色彩をしばらく込むことが必要だと考えます。
賑わいの演出と書いてあるならば、この色調の範囲から選べば、賑わいのイメージに近づく。といったようなことを考慮していただきたいと考えています。
漠然とこの数値だけ見ていると、雀宮ではなくてもどこにでも適用できる基準に見えます。他の地区の規制にもなり得ますよね。せっかく雀宮の特色を出すのですから、ライトグレーに合う色調を出していただきたいと思います。
- 山島会長 基準は基準としてあるのですが、規制としてではなく、補助する場合にどういう物が良いかというものをいせれば、誘導というかたちで補助ができるかもしれません。そういった点で配慮していただきたいと思います。

飯塚幹事

これまで説明会などを開催し意見を頂いてきておりました、だんだん収束してきた結果、今回の景観形成基準の素案としてまとめられました。ですので、そこまで限定すること難しいのが現状ですが、会長のおっしゃるとおり、補助をするからには、市としても、より限定した基準とし、誘導していきたいと思えます。

三橋委員

橋本委員の関連で説明資料3ページの表2の共通基準で、駅東口ゾーンは総表示面積の規定が明記されていませんが、こればどういう意味でしょうか。また、関連して、先ほど駅東口ゾーンは図書館や宇都宮工業高校で敷地の規模も大きいということで、広告物の面積基準が西口よりも緩和されているという説明でしたけど、1ページの右側景観形成の方針をみると、「文教施設と田園風景が調和した景観の保全」とあり、そこともそぐわないような気がします。

図書館や工業高校は、屋外広告物が一定面積以上必要となることは想定し難いと考えますが、いかがでしょうか。

山島会長

「誰々が何々大会に出場」といものうを並べたりしますよね。

三橋委員

垂れ幕ですか。

山島会長

そのような垂れ幕を並べるとなると、それも屋外広告ですから。敷地で20㎡というと、駅西口ゾーンの敷地を全部合わせたより1つの敷地が大きい。しかも、所有しているのは県と市ですから。県と市でやるものについては、趣旨があれば、面積がなくてもちゃんとやるだろう、ということですよ。

書記

今おっしゃっていたようなこともございます。また、例えば、駐車場の案内で「P」というマークがあります。あれを図書館の駐車場に何箇所かに。それだけでもあつという間に20㎡超えてしまいます。その点で、敷地の面積からいとなかなか難しい。100㎡までいいですよ、200㎡までいいですよ、そういった基準も市としていかなものか、ということで総量規制は設けなかったということです。

- 飯塚幹事 県と市の敷地でやっているものなので、行政側でコントロールできるものですから、別の機会で制御していくという考え方です。
- 三橋委員 もう一点ですが、大谷石といった場合に、類似石がありますよね。いろいろな名前がついていますが、そういうものは対象になるのか。または、ならないのか。
- 恐らく、そんなに流通しているものではないですけど、例えば、蔵を壊して出てきたものを再利用したものが、大谷石の類似石として使われる可能性があると思うのですが。
- 飯塚幹事 当然、大谷石を材料として加工したものでも大谷石を原材料として使っているということですから、大谷石と捉えるものと考えています。
- 三橋委員 そうではなくて、大谷石以外の名称がついている、大谷石に近い石材はどういう扱いになるのか。ということについてです。
- 飯塚幹事 凝灰岩のことですね。大谷石ではない凝灰岩。堆積岩の一種。そういったものも併せて大谷石として扱いたいと思います。花崗岩や御影石とかになってしまいますと違う素材ですし質感も違うものですから、同じ色相で、同じような肌触りや見た目、同じような凝灰岩であれば、大谷石とすることにしたいと思います。
- 三橋委員 はい、ありがとうございます。
- 岡田委員 今ご指摘があったように、大谷石という表現は基準として合わないのではないかと思います。大谷石というのは産地によって違うわけで、何十種類、何百種類にも分類されるものですから、例えば「大谷石と類似の石材」など、そういう表現を基準にするのが良いと思います。
- ついでにですが、大谷石を一部に使用するよう努めることは、例えば、塀の下側に使うことも想定されますが、そうすると、カビが生える、爆裂することもあるので、そういう点では慎重にやられたほうが良いと思います。

- 飯塚幹事 確かに、大谷石という定義が建築基準法で定義がないのと同じように、なかなか定義づけが難しいのは理解しております。ただ、イメージとして大谷石という言葉を使わないと、使ってもらいイメージがなかなか湧かないものですから。実は大通り地区につきまして、大通りの1階、2階部分には大谷石を使っていたとという基準を設けたときも若干議論もあったのですが、イメージとして大谷石という言葉を出さないと解りづらいただろうということで、今後、届出されたときの審査のやりかたについては工夫したいと考えております。
- 岡田委員 宇都宮市としては大谷石を使うということは、至上命令ということがあるわけですけど、その辺のところは慎重に基準に異義が生じないように運用していくべきだと思います。
- 赤羽委員 先ほど、大谷石は下の方ですとカビが生えるという話が興味深かったのですが、例えば、駐車場をコンクリートで全部固めないで大谷石の端材を敷き詰めるというのは、やはりカビの問題など難しいのでしょうか。
- 岡田委員 収縮性があるものですから、大谷石を使うことはあまり賛成できません。
- 赤羽委員 わかりました。
- 山島会長 建物の安全性などは別途審査、当然、大谷石を基礎に使うことはあり得ないと思いますが、実際の使い方は補助がある訳ですから、こういう風に使いましようというものを、色々な例を研究して指導していただければと思います。
- 岡田委員 都市計画課長のおっしゃるとおり、イメージし易いよう、イメージ図を出していただけるといいかなと思います。
- 山島会長 こういういい例、こういう風に使えばいいですよと見せればわかりやすいと思います。
他に何かありますか。
- 富委員 基準の話ではないのですが、補足資料の現況写真の上2枚目に電柱、電線がありますが、景観の阻害要因の大きな一つだと

思うのですが、停車場線の電柱地中化はどのような計画になっているか伺いたいののですが。

佐藤委員(代理)

電線共同溝ということで全部地中化となります。既に一部発注済みです。

富委員

わかりました。

床井委員

今回の審議は、景観形成重点地区と広告物景観形成地区の変更ということですが、前回の審議会の中で、駅東口ゾーンにも緑が非常に少ないという意見が出たと思います。今回写真を見たときに、宇都宮の南玄関に着いたときに緑もない、石もない、非常に合理性だけで一時代前のような感じを私は受けました。栃木県も宇都宮市も非常に知名度が低いという調査結果が出ましたが、県や市が一生懸命いろいろなお祭りで盛り上げようと、歴史の街にしよう、餃子の街にしようとレベルアップしようしている。いわゆる品格がある人たちが住むところは、緑豊かな場所ではなくてはならないという考え方があります。前回の東口に関しても、もっと潤いがあるものと話が出ていましたが、その辺も加味する、あるいは指導する必要があるのではないかと思います。難しいということもわかります。クレーマーの問題、あるいは維持の問題、ただ、それを乗り越えてやらないと魅力ある景観は作れないと私は思います。

山島会長

手入れのあまり掛からない、そんなに高くない木を植えるだけでも、だいぶ違うと思うのですが。県の方針などいろいろあると思います。

佐藤委員(代理)

この意見については持ち帰り伝えたいと思います。

山島会長

地中化もされますから、だいぶ綺麗なるのかと思います。

刑部委員

宇都宮市を住んでみたい・来てみたいという街にしていくという時に、いわゆるおもてなしの向上やゴミのことが悩ましいなどと言われていますが、その中でも景観、綺麗な街は重要な要素かなと思っています。そうした中で、例えば平成31年にLRTが東口に通るとなれば、色々な効果があり、その中でも観光効果が非常に高いと思いますので、LRT沿線やその周辺

の農村地域は、耕作放棄地などの問題はありますが、今後、保存だけでなく積極的な意味での景観形成を検討していったらいいのではないのでしょうか。

山島会長 そうですね。ありがとうございます。

前橋委員 緑化の促進についてお話を伺いたいのですが、昨日の同時刻に環境審議会がありまして出席したのですが、そこでは植樹すべきだという積極的な意見がたくさん出ていました。データも豊富に揃っていましたので、是非、他の委員会ではありますけれども、連携を図り意見調整をして、いい方向に持っていけるようにして頂ければと思います。

山島会長 緑化については、色々な会議で話題となるのですが、植える苦情を言う人がたくさんいて、そこが問題ですね。ということで、県も市も国も植えると苦情に繋がることもありますが、努力していただければと思います。

末長委員 宇都宮市のイメージアップにどんどん活かされるような景観を私自身も期待しているところではあるのですが、どういう完成になるのか今のところピンときていません。地区の区域は図面等でわかるところもありますが、例えば、やはり緑があったほうが良かったのではないかなど、完成がどうなるのかイメージが湧きません。宇都宮市内を見ても大通りはずいぶん変わってきていると感じていますが、それがこれからどう変わっていくのか、なかなかイメージが湧かないところがあります。例えば、一般市民が、市のホームページを見れば分かるようにイメージ写真でこういう風に変わりますよ。というのがあると分かりやすいのではないかなと思います。

山島会長 そうですね。今はCGで作ることが出来ますから、少しずつ出来たらということでご検討下さい。

福原委員(代理) 富委員から、停車場線の沿線は更地の駐車場などの空地が多くあるという話がありました。そうすると、更地を通してさらに先の民家なども目に入ると思いますが、そういった建物に対しては、建替えや改修などの際に、色調は規定の色に合わせべきということでしょうか。

山島会長 それは、重点地区の規制ではなくて景観の一般の区域になってきますから、小さな建物は届出が必要ないとなります。駐車場だと後ろが見えてしまうのですが。規制をかけるとなると敷地からその隣までというかたちでかけづらいということで、どうしてもそこは矛盾がでてしまうところ。こういうものは、地域の人たちが話し合うことでやっていかないと、市の規制ということでは難しいのかなと思います。ただおっしゃるとおり見えてしまうものはあると思いますが、なかなか難しいということでご理解いただきたいと思います。

三橋委員 関連することで、例えば停車場線ゾーンを県道両側50メートルといったゾーン設定をすれば駐車場の先まで区域に入ってくるのではないのでしょうか。難しいですか。

山島会長 屋外広告物の規制だとそのようなかたちで、道路から何メートルということで行っている自治体があります。今回、そういうゾーンの決め方にした場合、改めて一つ一つ合意をいただく必要があり、時間を要してしまいますので、将来の課題でまた拡大していただくことも検討していただければと思います。ようやくここまでまとまってきたということをご理解いただければと思います。

山島会長 それではご意見・出尽くしたようですので、お諮りいたします。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更（素案）について」及び議案第2号「広告物景観形成地区の変更（素案）について」、今回の審議会の意見を踏まえ、この素案を基に案としてこれから縦覧等に入っていきますが、案としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

山島会長 それでは、「異存なし」として答申いたします。
以上で本日の議事は終了致しました。

<4. その他>

山島会長 続きまして、「4. その他」の事項に入ります。
委員の皆様から何か、ございますでしょうか。

各委員 意見なし

山島会長 事務局からは、何か連絡等ございますか。

書記 事務局から1件、ご報告があります。

今後、素案の縦覧、公聴会を経て、そこでいただいたご意見などを踏まえまして、改めて景観審議会を1月ぐらいに開催できればと思っています。諮問事項としては、今回と同様に、駅東口ゾーン・駅西口ゾーンの基準変更、停車場線ゾーンの区域拡大ということで審議会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

<5. 閉会>

山島会長 それでは、これをもちまして第10回宇都宮市景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

【終了】